

環境省告示第四百十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号口及びニ並びに別表第一の二第八号の規定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質等を次のとおり告示し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十二月十五日

環境大臣 若林 正俊

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(1) アセトクロール	一、〇〇〇〇
(2) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混	一、〇〇〇〇

合物に限る。)

(3) 塩化パラフィン(炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上のものに限る。)

(4) オレイルアミン

(5) オレフィン(炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物(炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。 )に限る。)

(6) アルファオレフィン(炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。)

(7) クレオソート(コールタールから得られたものに限る。)

(8) コールタール

(9) コールタールピッチ

(10) ニ・六 ジ ターシャリブチルフェノール

(11) デシルオキシテトラヒドロチオフェン ー・ー ジオキシド

(12) デセン

(13) ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液

一〇〇、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

二五、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

一、〇〇〇

(14)	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	—、 〇〇〇〇
(15)	ブテンオリゴマー	—、 〇〇〇〇
(16)	ペンタエチレンヘキサミン	—、 〇〇〇〇
(17)	ミルセン	—、 〇〇〇〇

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	物 質	係 数
(1)	アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	二五
(2)	アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液	二五
(3)	アシッドオイル（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）	—
(4)	アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）	— 〇
(5)	アシッドオイル混合物（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものに限る。）	—
(6)	アジピン酸オクチルデシル	—

- (7) アジピン酸ジイソノニル
- (8) アジピン酸ジトリデシル
- (9) アセトニトリル（純度の低いものに限る。）
- (10) 亜麻仁油
- (11) 長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (12) アルキルアミン燐酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (13) 長鎖アルキルアリアルスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）
- (14) 長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (15) アルキルアリアルポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (16) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (17) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上

— — ○ — — ○ — — ○ — —

										のもの及びその混合物に限る。)
										(18)
										長鎖アルキルジチオカルバミドのポリスルフィドモリブデン錯体
										(19)
										アルキルジフェニルアミン
										(20)
										アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液(アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。)
										(21)
										長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物
										(22)
										アルキルフェノールポリエトキシラート(アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。)
										(23)
										アルキルベンゼンの混合物(トルエンが五十重量パーセント以上のものに限る。)
										(24)
										アルキルベンゼン蒸留残留物
										(25)
										アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。)
										(26)
										アルキルベンゼンスルホン酸(アルキル基の炭素数が十一から十七まで)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	〇〇	—	二五	—	〇	—	〇	〇	—	—



(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)
脂肪酸メチルエステル	脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）	脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）	シアバター	サフラワー油	酢酸ノルマルオクチル	米ぬか油	工業用パーム油（食用を除く。）	コールドタールナフサソルベント	グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	オルトクロロニトロベンゼン	クレゾールナトリウム塩溶液	魚油	キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。）
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			— 〇〇						二 五		— 〇	二 五		— 〇

(55)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十一までのもの及びその混合物に限る。）	—	○
(56)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十二又は十三のもの及びその混合物に限る。）	—	○
(57)	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十四から十八までのもの及びその混合物に限る。）	—	—
(58)	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）	—	○
(59)	ジイソプロピルナフタレン	—	○
(60)	二・六 ジエチルアニリン	—	—
(61)	二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液	—	○
(62)	二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	—	○
(63)	二・四 ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液	—	—
(64)	二・二 ジクロロプロピオン酸	—	—
(65)	一・六 ジクロロヘキサン	—	○



(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)
パーム油脂脂肪酸（蒸留物に限る。）	パーム油	パームステアリン	パーム核油	パーム核ステアリン	パーム核オレイン	パームオレイン	パームアシッドオイル	混合物に限る。） ノニルフエノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその	重量パーセント以上のものに限る。） ニトロエタン及び一ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五	オルトニトロトルエン	パラニトロトルエン	菜種油脂脂肪酸メチルエステル	菜種油
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五	二五	—	—

(109) (108)(107)(106)(105) (104)(103)(102)(101)(100)(99) (98) (97) (96)

パーム油脂脂肪酸メチルエステル

パーム油の分別物

ひまし油

ひまわり油

ビスフェノールFのジグリシジルエーテル

フタル酸ジトリデシル

フタル酸ジノニル

フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル

ふっ化けい酸溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント

以下のものに限る。）

直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）

分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。）

プロピオン酸エチル

ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上

であって二十重量パーセント以下のものに限る。）

ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル

—  
〇

—

二五

—

—

—

二五

—

二五

—

—

—

—



(131)	レジン油蒸留物	二五
(130)	レジン油蒸留物	二五
(129)	レジン油蒸留物	二五
(128)	硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）	—
(127)	ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。）	—
(126)	ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。）	—
(125)	酪酸エチル	—
(124)	酪酸エチル	—
(123)	酪酸エチル	—
(122)	やし油脂肪酸メチルエステル	—
(121)	やし油脂肪酸	—

三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり

とする。

物質	係数
(1) アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液	○
(2) N アミノエチルピペラジン	○
(3) ニ (ニ アミノエトキシ) エタノール	○
(4) 長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)	○
(5) エチレングリコールモノフェニルエーテル	○
(6) エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物	○
(7) エトキシ化ポリエチレインイミン溶液(濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。)	○
(8) 塩化カリウム溶液	○
(9) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液	○
(10) 塩化ベンゼンスルホニル	○



- (24) 酸素含有脂肪族炭化水素
- (25) ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであって、重合度が二から八までのものに限る。））、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであって、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。）
- (26) ポリアクリル酸溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
- (27) ポリアクリル酸ナトリウム溶液（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (28) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）
- (29) ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント以下のものに限る。）
- (30) メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリオキシアルキレンエステル  
の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のもの

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

に限る。)

(31)	ニメチル一・三プロパンジオール	○
(32)	ラテックス(スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。)	○
(33)	リグニンスルホン酸アンモニウム溶液	○
(34)	リグニンスルホン酸カルシウム溶液	○
(35)	リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液	○
(36)	硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物)	○

四 令別表第一の二第八号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣

が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質		係数
(1)	還元でん粉加水分解物	○
(2)	ソルビトール溶液	○
(3)	マルチトール溶液	○

(4)

レシチン

○